② ㈡②又は③の場合。

車種	中型車	大型車	特大車
割引額	100円	150円	250円

㈢ 実施期間

平成21年３月20日から平成24年３月31日までとする。

ヲ 休日終日割引

㈠ 割引をする自動車

休日（１月２日及び１月３日を含む。）及び前日かつ翌日が前記の休日となる日に本四道路全線の流入又は流出する料金所を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。

ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行する場合は、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道の流出する料金所を、午前０時から翌午前１時までの間に通行するもの。

㈡ 割引率等

料金の割引率は、50パーセントとする。

ただし、１回の通行に係る割引適用後の通行料金の上限は1,000円とする。

㈢ 実施期間

平成21年３月20日から平成24年３月31日までとする。

ワ 平日昼間割引

㈠ 割引をする自動車

休日以外の日に、次の①又は②に定める通行をするＥＴＣ車。

① ㈡に定める区間のインターチェンジから流入又は流出し、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前９時から午後５時までの間に通行する。ただし、中型車、大型車及び特大車が神戸淡路鳴門自動車道の神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入し、淡路サービスエリアを経由して垂水インターチェンジから神戸西インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出する通行及び瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから児島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを経由して児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は坂出インターチェンジ若しくは坂出北インターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを経由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。

② 山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行し、㈡①又は同②に定める区間のインターチェンジから流出し、かつ、流出するインターチェンジの料金所を、午前９時から午後６時までの間に通行する。ただし、中型車、大型車及び特大車が山陽自動車道から連続して通行し、淡路サービスエリアを経由して神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出する通行及び山陽自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを経由して児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は高松自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを経由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。

㈡ 割引適用区間

① 神戸淡路鳴門自動車道の神戸西インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの区間（ただし、中型車、大型車及び特大車が東浦インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入、又は高松自動車道から連続して通行し、淡路サービスエリアを経由して東浦インターチェンジから鳴門インターチェンジまでのいずれかのインターチェンジから流出する通行の場合は、淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間にのみ割引を適用する。）。

② 瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの区間。

③ 西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの区間。

㈢ 割引率

料金の割引率は、30パーセントとする。

㈣ 実施期間

平成21年３月23日から平成24年３月31日までとする。

㈤ 神戸淡路鳴門自動車道の対象インターチェンジ

① 神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

② 淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

③ 鳴門北インターチェンジ及び鳴門インターチェンジ。

カ 平日通勤割引

㈠ 割引をする自動車

休日以外の日に、次の①又は②に定める通行をするＥＴＣ車。

① ㈡に定める区間のインターチェンジから流入又は流出し、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前６時から午前９時まで又は午後５時から午後８時までの間に通行する。ただし、中型車、大型車及び特大車が神戸淡路鳴門自動車道の神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入し、淡路サービスエリアを経由して垂水インターチェンジから神戸西インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出する通行及び瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから児島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを経由して児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は坂出インターチェンジ若しくは坂出北インターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを経由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。

② 山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行し、㈡①又は同②に定める区間のインターチェンジから流出し、かつ、流出するインターチェンジの料金所を、午前６時から午前10時まで又は午後５時から午後９時までの間に通行する。ただし、中型車、大型車及び特大車が山陽自動車道から連続して通行し、淡路サービスエリアを経由して神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出する通行及び山陽自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを経由して児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は高松自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを経由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。